

特別職報酬等審議会会議要旨

1. 日 時 平成 30 年 10 月 12 日（金） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分

2. 場 所 仮本庁舎 5 階 理事者控室

3. 出席委員

会 長	田口 安克	副会長	瀧上 信光
委 員	大野 京子	委 員	川村 延彦
委 員	塩田 喜美子	委 員	芝田 康雄
委 員	滝沢 晶次	委 員	竹本 礼一
委 員	塚本 福二	委 員	知久 有美
委 員	中田 和典	委 員	藤井 丈
委 員	松丸 陽輔	委 員	光岡 勝恵

4. 欠席委員 委 員 後藤 晃司

5. 事務局 大津総務部部長
福田職員課課長 遠山職員課主幹
藤本職員課主任 鈴木職員課主任

6. 関係課 佐藤議事課長

7. 提出資料

資料 1 2 議長と長その他の執行機関等との関係
資料 1 3 特別職の職務内容について
資料 1 4 - 1 市川市議会について
資料 1 4 - 2 定例会の主な流れ
資料 1 4 - 3 議会の活動状況（平成 29 年度）
資料 1 4 - 4 市議会議員の報酬
資料 1 4 - 5 政務活動費
資料 1 4 - 6 議会の議員の仕事とは

8. 会議概要

田口会長

第 2 回市川市特別職報酬等審議会を開催いたします。

会議に先立ちまして、本年 8 月 1 日付けで人事異動があり、総務部長が代わられました。そこで、新しい総務部長からご挨拶頂きたいと思っております。

大津総務部長
着任の挨拶

田口会長
ありがとうございました。
菅原前総務部長は、現在どうされているのでしょうか。

事務局
菅原前総務部長ですが、8月1日付けで監査委員事務局の理事として異動いたしました。
その後、9月市議会定例会において、特別職である監査委員に任命する人事議案が提案され、議会からのご同意をいただき、9月12日付けで代表監査委員に就任いたしました。

田口会長
本審議会の審議対象となったということでしょうか。

事務局
おっしゃるとおり、本審議会の審議対象になったということでございます。

田口会長
分かりました。
それでは、会議次第に従って審議を進めたいと思います。
会議次第の「2. 会議公開等について」ですが、これは毎回開会宣言をした後に必ず公開の可否を確認し、原則通り公開ということであれば傍聴人に入っていただくものです。
事務局より本日の議題は、個人情報に該当する説明や資料はないと予め聞いております。
この場合、原則として会議は公開となっておりますので、本日の会議も公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

— 全員賛成 —

田口会長
ありがとうございます。
本日は傍聴人がいらっしゃるということで、事務局は入室の案内をお願いします。

— 傍聴人2名が入室 —

田口会長

続きまして、第1回審議会の会議録ですが、当初委員各位にお配りした「である調」から「ですます調」に表記の変更をしたうえで確定しております。今後はこの形式で作成いたしますのでご了承ください。

続いて、会議次第の「3. 議事」に入ります。

まず「(1) 議長と長その他の執行機関等との関係及び特別職の職務内容について」の説明をしていただき、その後、一旦各位委員より質問を受け付けたいと思います。

そして、2番目に「議会の権限及び議員の活動状況について」の説明、といったように、まず主に長等について、次に市議会の議員について説明をしていただく流れになっています。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料の説明（資料1 2、資料1 3）

田口会長

ありがとうございました。

まずは、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員の職務内容等について説明していただきました。

今回は、我々の審議対象である特別職の職務内容を理解するという、建議に向けた審議に入る前の準備段階の内容になりますが、ここまでの説明でご質問はありますでしょうか。

A 委員

特別職と一般職の職務の違いについて丁寧にご説明いただき、ほぼ理解することができました。

教育長、常勤の監査委員が特別職であることはわかりましたが、選挙管理委員会の委員長は、特別職であるか否かについてご質問いたします。

田口会長

事務局から説明をお願いします。

事務局

選挙管理委員会の委員長、あるいは委員も含めて非常勤の特別職になります。

A 委員

選任するのは市長でしょうか。

議事課

選挙管理委員は4名おまして、地方自治法の規定により議会で選挙により決定するようになっております。任期満了前の2月定例会で各会派から候補者を出していただき、選挙で4名を選出しております。

同じく、委員が欠けた場合に補充できるように、補充員として別に4名を選挙により選出しております。

A 委員

選任の際は、学識経験者や市民代表から選ぶといったようなことを考慮しているのでしょうか。

また、任期は何年でしょうか。

議事課

任期は4年になります。

選任方法は、各派代表者会議で推薦する候補の名前を挙げていただき、それが4名であれば指名推選で決定することになります。4名を超えた場合、本会議で投票による選挙を行っています。

田口会長

選挙管理委員会の委員長や委員も特別職ということですが、あくまで本審議会の対象となるのは、特別職の中でも特別職報酬等審議会条例に定められている者であり、特別職であってもこの条例に規定されていなければ審議対象外であるということになりますので、その点については、ご理解いただくようお願いします。

他にご質問はありますか。

B 委員

資料6ページに市長の権限の一つとして、「財産の取得・管理・処分」が掲げられておりますが、議会の同意は必要なかったのでしょうか。

田口会長

議会の同意が必要であるか、事務局お願いします。

事務局

財産の取得等については、額等に応じて議決が必要となります。具体的には、議会の議決に付すべき財産の取得及び処分は、「市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」により、「予定価格が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い」について議会の議決が必要されております。

田口会長

2,000万円というのが、ひとつの基準となるのでしょうか。

事務局

はい。議決を要するのは、予定価格が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ、売払いということになります。

B委員

ということは、議会の同意が必要ということですね。

事務局

金額によって同意が必要ということになります。

B委員

では、資料に記載が必要ではないでしょうか。

田口会長

資料の12の「市議会」の議決を要する事項の中で、「重要な財産の取得処分等」としてここで一応触れておりますね。こういう理解でよろしいでしょうか。

B委員

分かりました。

田口会長

他にご質問はありますでしょうか。

C委員

市川市は、副市長が2人ということですが、給料は同じでしょうか。

事務局

同額になります。

C委員

副市長には、正も副も無く、同額なのでしょうか。

事務局

副市長は2名とも、同額になります。

金額ですが、副市長の給料は月額837,000円となります。

C 委員

分かりました。

田口会長

ちなみに資料13の9ページに両副市長のそれぞれの役割が記載されていますが、「市長が指定する渉外に係る事務に関すること」とは具体的には、どういったことでしょうか。

事務局

「市長が指定する渉外に係る事務に関すること」とは、市長に代わり、市を代表して対外的に色々な交渉を行ったり、重要な会議に出席したりすることであり、また、「事務の統括に関すること」とは、補助機関の事務を全庁的に統括するというものです。

田口会長

分かりました。簡単に言うと、内向きと外向きという、そういった役割分担ということですね。

それでは、他になければ、次の議事であります「(2) 議会の権限及び議員の活動状況について」の説明をお願いし、その後質疑を行いたいと思います。

よろしく申し上げます。

議事課

資料の説明(資料14-1～資料14-6)

田口会長

ただいまの議員関係の説明に対するご質問、あるいは先ほどの市長等の説明に対するご質問でも結構ですので、ご質問があればお願いします。

B 委員

条例で議員の定数を42人にしているとのことですが、地方自治法で規定されている議員定数は何人だったのでしょうか。

瀧上副会長

昔は、地方自治法で人口に応じて議員定数が何人という規定がありましたが、現在は、この基準が無くなり、それぞれ自治体の条例で定めるという制度に改正されています。

今は、地方自治法に基づいて何人かということではなく、市川市として定数を42人にしていることになります。よって、市川市の定数が42人となっているのは、以前から継続してその様に定められているのか、あるいは法改正を機に市川市独自に42人が必要という判断をされたのか、その辺りがわかるかどうかという質問になるかと思います。

議事課

以前の地方自治法では、人口により市川市の議員定数は46人とされておりました。

その当時、市川市の定数は条例で44人となっておりましたが、その後の地方自治法の改正により、人口に応じた定数の上限が撤廃され、定数を条例で定めるように改正されたことを受けまして、市川市では条例を制定し、定数を42人としております。

B 委員

地方自治法は何年に改正されたのでしょうか。

議事課

平成11年に地方自治法が改正され、市川市では、平成15年1月1日施行で、定数を42人とする条例を制定し、平成15年の改選から適用しています。

B 委員

なるほど、わかりました。

田口会長

ほかにご質問はありますか。

D 委員

議員の定数であるとか、政務活動費の金額については条例で定められていると思いますが、その内容が適正であるか否かを定期的にチェックする機能はあるのでしょうか。

田口会長

今の議員定数を42人とするのが適正であるか、といったことなどの再確認を行っているか、というご質問でよろしいでしょうか。

D 委員

条例ですと、議員側からの働きかけがないと動かないようなイメージがあるのですが、それをチェックする機能とか機会があるのかということをお教えいただけたらと思います。

議事課

議員の定数や報酬などについては、最近はあまりありませんが、以前はよく市民からの請願や陳情で定数削減などが出され、これを受けて審議したことがありました。

また、一つ前の任期の議員の時に、議会改革検討協議会という会議体を設けて議員の報酬や定数などの議論を行ったこともありますが、意見がまとまらず、そのままになっているという状況にあります。

D 委員

昨今、問題や不祥事を起こしている議員がいる中で、お金の使い方として必要なものは当然、必要なものとして認めるべきとは思いますが、それが適正であるか否かということ、どこかで判断する機会があった方がよいのではないかということで、私の意見として聞いていただけたらと思います。

田口会長

分かりました、質問ではなく意見ということですね。ありがとうございます。

今の内容ですが、前回の任期の際に意見がまとまらなかったとのことですが、それは次回の任期に持ち越した、という理解でよろしいでしょうか？

議事課

今期は、「また協議する場を設けよう」といった声は出てきていない状況にあります。

また、政務活動費については、各派代表者会議の下部組織として、各会派から1人ずつ出して、政務活動費に関する部会という会議体がありまして、そこで「政務活動費の運用手引き」を改訂していくなどの取組みは行っているのですが、金額に関する議論については、まだされていない状況にあります。

田口会長

他にご質問はありますか。

E 委員

資料14-5の政務活動費についてですが、政務活動費は交渉会派の各会派に交付するというご説明でしたが、資料には、「または交渉会派の所属議員以外の議員」である個人も交付対象となるとの記載もあります。これは、個人も政務活動費をいただけるということでしょうか。

議事課

以前は、会派のみの支給となっていましたが、現在は、会派で支給する場合と、個人個人に支給する場合とを選べるようになりましたので、個人でも支給を受けている状況です。

田口会長

議員が自分でどちらかを選べるということでしょうか。

議事課

そうなります。

E 委員

42人の議員のうち、何人くらいが政務活動費を受けているのでしょうか。

議事課

原則的には、全員が受けています。

会派の場合、例えば公明党は8名の議員が所属していますが、8名分を半期分まとめて支給しています。

田口会長

42人掛ける8万円掛ける12ヶ月が年間の支給額、言い換えると一人96万円でその人数分が全体の支給額ということによろしいでしょうか。

議事課

それを使うか使わないかは議員によって差が生じております。

E 委員

その使った額や内容についての報告はなされているのでしょうか。

議事課

収支報告を必ずお願いしております、領収書や書類を添付して報告をしてもらっています。

また、市議会のホームページに収支報告書を公表し、何を買いました、というのが一覧になった現金出納帳も掲載して用途を明らかにしています。

E 委員

どうもありがとうございました。

瀧上副会長

政務活動費は、先ほどの話では、法改正により平成12年から支給されているとのことですが、月額8万円というのは当初から変わっていないのでしょうか。

また、近隣の自治体の金額はどうなっているのでしょうか。

議事課

政務活動費は、以前は月額5万円でした。

瀧上副会長

いつ引き上げられたのでしょうか。

議事課

平成19年度からになります。

瀧上副会長

平成19年に議員報酬の額を変えていますよね。

その時に、63万4千円から、60万4千円に3万円引き下げして、その一方で政務活動費を月額5万円から8万円に、3万円引き上げています。

議事課

一方を下げるから上げましょうということではなく、結果的にそのような改正になったということになります。

F委員

政務活動費というのは、本審議会の審議対象なのでしょうか

田口会長

審議対象外です。

F委員

そうですね。政務活動費の額が相当かどうかとか、あるいは上げる必要があるかどうかとか、それは審議対象ではないということですよ。

田口会長

審議対象ではありませんが、過去の改正からすると若干関連性があるのではないかと、そういう意味でのご質問だったのではないのでしょうか。

瀧上副会長

本審議会は、あくまでも特別職の給与条例の、本則の給料部分はどうあるべきか、額は妥当であるかといったことだけ審議すれば良いと考えています。

議事課

先ほどご質問いただいた政務活動費について、近隣自治体の状況ですが、今手持の資料はないのですが、船橋市は市川市と同じ程度で、それ以外の自治体はそれよりも低かったと認識しています。

瀧上副会長

わかりました。今後の審議でまた必要があれば、詳しくお聞きしたいと思います。

G 委員

2点質問させていただきます。

1点目の質問ですが、政務活動費は、余ったら返してもらっているのでしょうか。それとも、使い切ってしまうのでしょうか。

議事課

余ったものは返納してもらっています。

G 委員

分かりました。もう1点は、前回の審議会の際、おそらく政務活動費の不透明性というところを勘案されたのだと思いますが、市長が挨拶の中で、政務活動費をなくして報酬を、といったような発言をされたかと思います。これは現実的に可能なのでしょうか。

事務局

特別職の報酬等の改定が行われる場合には、本審議会の建議が最大限尊重され、それを踏まえて改定されるということになります。ですから、仮に議員の報酬月額を引き上げたり、あるいは引き下げたりする際には、建議の内容が重要な判断材料になりますが、あくまで本審議会の審議権限というのは、議員の報酬月額であり、これについて建議していただくこととなります。

先程説明したとおり、特別職の給与の決定というのは、その職務の特殊性等に応じて行われることとなりますので、これから先の審議の中では、本市の特別職の給与水準は全国的にどうであるかとか、職務内容であるとか、そういったことを総合的に勘案し、適正な額だけを考えて審議し、建議につなげていただけたらと思います。

政務活動費はまた別の性質のものになりますので、そこは分けてご判断いただければと思います。

G 委員

分かりました、ありがとうございます。

田口会長

今回は、主に特別職の職務内容についての説明をしていただきましたが、その一環として政務活動費についても、その費用の中から議員はこういう活動をしていますよという、そういった観点から触れていただいたものと考えております。

皆様のお手元の資料に今後のスケジュール案を用意してありますが、大体こうした予定で審議し、最終的に来年の11月を目途に建議するよう進めさせていただけたらと考えております。

これまで、初回は審議会の概要について、そして今回、我々の審議対象となる特別職はどのような仕事をしているのかという説明をしていただきました。

今回は、類似団体等の特別職報酬等の状況ということで、比べればよいというわけではないといったご意見の方もいらっしゃるかもしれませんが、比較するというのというのは一つの大事な手法になりますので、類似団体等との比較を行う予定となっております。

このようなスケジュールとなっておりますが、また違った視点からの内容が必要ということであれば、事務局までご連絡いただきたいと思います。

他にご質問等なければ、これでまとめさせてさせていただきます。

それでは、以上をもちまして第2回市川市特別職報酬等審議会を終了させていただきます。

— 閉会 —